

介護保険制度の見直しに対する意見書

現在、政府内で介護保険制度の見直しの検討が進められている。その中には、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切り替える、利用料2割負担の対象者を拡大する、要介護1、2の通所介護を市町村が実施する総合事業に移す等、さらなる給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれている。

利用者からは、「生活援助を減らされたら生活が成り立たない」「利用料が2倍になったらサービスを減らさざるを得ない」など、見直し案に対する悲痛な声が多数寄せられている。家族の介護負担を増大させるこうした見直しは、政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策に真っ向から反するものである。

今のところ、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスの見直しは見送られたものの、今後、サービスの削減・負担増が実施されては高齢者の生活を守り、支えることはできない。

これから高齢化がいつそう進むなか、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換はすべての高齢者・国民の願いである。そして介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければならない。

介護保険制度の見直しに対して、利用者及び、その家族も安心して利用できる制度になるよう、以下の事項について強く要望する。

記

- 1 生活援助をはじめとするサービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと。
- 2 家族の介護負担が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、施設などの整備を早急に行うこと
- 3 介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化をはかること
- 4 以上を実現するために、政府の責任で必要な財源措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年（2016年）12月22日

那覇市議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、厚生労働大臣